

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
5月8日
(火曜日)

目次

- 告示
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正 (住宅課) ……
- 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正 (住宅課) ……
- 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正 (会計課) ……
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) ……

山口県告示第百八十九号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示 (平成九年山口県告示第三百二十一号) の一部を次のように改正する。

平成三十年五月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

表川中東部県営住宅の項を次のように改める。

川中東部県営住宅	A棟からI棟まで	〇・八八
----------	----------	------

表東岐波県営住宅の項中「及び六号棟」を「から七号棟まで」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「三二号棟」を「三六号棟」に改め、同表江良県営住宅の項中「〇・九一」

を「〇・九八」に改め、同表周南県営住宅の項中「H棟」を「I棟」に改める。

山口県告示第百九十号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示 (平成十年山口県告示第二百三十七号) の一部を次のように改正する。

平成三十年五月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

表東岐波県営住宅の項中「五四」を「八四」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「四〇〇」を「二八〇」に改め、同表周南県営住宅の項中「四〇〇」を「三七〇」に改める。

山口県告示第百九十一号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示 (平成三年山口県告示第九百三十二号) の一部を次のように改正する。

平成三十年五月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

三の表株式会社三菱東京UFJ銀行の項中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。



(二〇五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年五月八日から同年九月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年五月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

平成三十年五月八日印刷
平成三十年五月八日発行

発行人所

山口県知事庁

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルゾ下松店

所在地 下松市清瀬町一丁目一五〇の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社万惣 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号

代表者の氏名 山本 誠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	株式会社万惣	午後八時四五分	午後九時
来客が駐車場を利用することができず、閉店時刻を過ぎる時間帯		午前六時四五分から午後九時まで	午前六時四五分から午後九時一五分まで

四 届出年月日

平成三十年四月二十日

五 変更年月日

平成三十年五月二十四日